

◆入院医療費の計算方法について

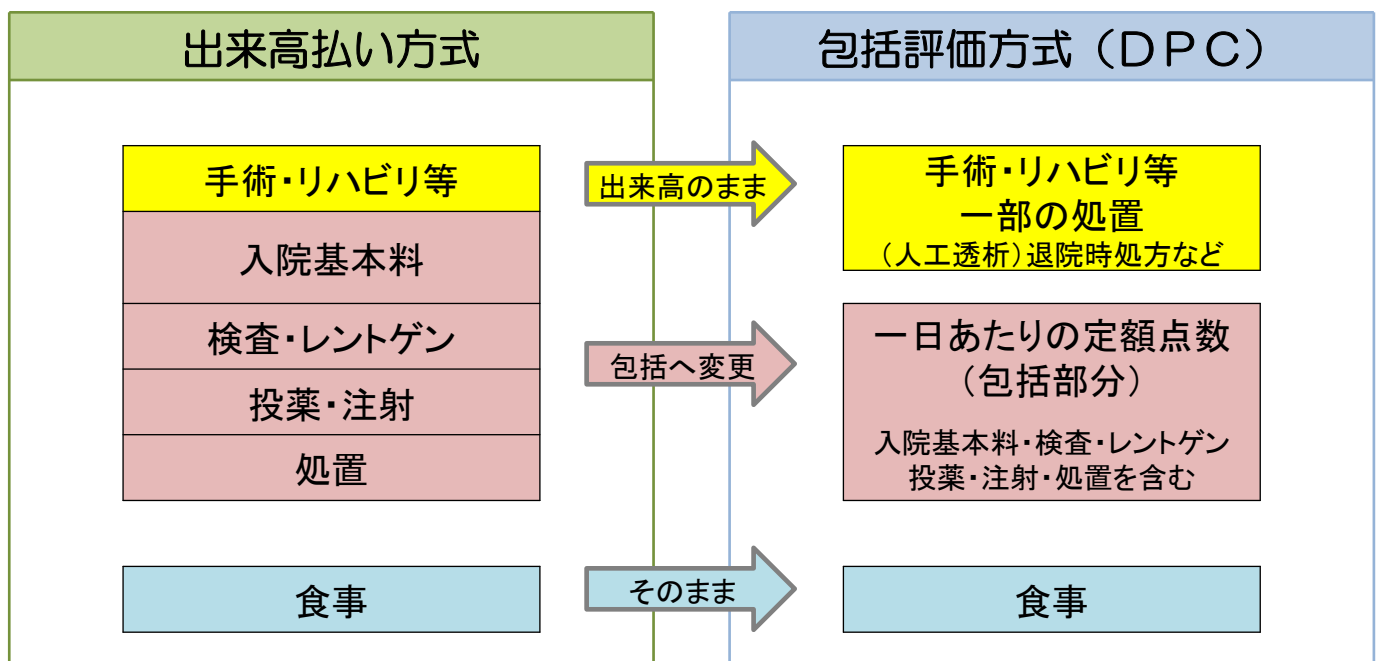
DPC対象病院のお知らせ

福岡東医療センターは、平成21年4月から『DPC対象病院』という新しい医療制度での請求を実施する病院となっております。

入院される患者さまの入院費は『DPC（包括評価方式）』により計算いたします。

DPCとは

DPCとは、診療行為ごとに料金を計算する従来の「出来高払い方式」とは異なり、入院される患者さまの病気、病状をもとに、診療内容に応じて定められた1日当たりの定額の点数を基本に医療費を計算する新しい方法です。



患者さまへのお願い

○原則として当院入院期間中に他院での診療や投薬を受けることはできません。

○かかりつけの病院等へ定期受診される場合やご家族が代理でお薬を受け取られる場合は、必ず事前に主治医または病棟看護師にご相談ください。

○主治医が当院ではできない専門的な診療が必要と判断した場合は、他院受診の手続きをさせていただくことがございます。他院での診療を希望される場合も、必ず主治医へご相談ください。

○無断で診療や投薬を受けた場合、別途費用がかかりますのでご注意ください。

全ての入院患者さまがこの制度の対象となるのですか？

全ての患者さまが対象になるわけではありません。
下記の場合は従来の「出来高払い方式」になります。

- ・ 11病棟、いずみ病棟に入院される場合
- ・ 自費診療、労災保険、自賠責、治験等で入院される場合
- ・ 患者様の病名や治療の内容に応じて分類される診断群分類（1572分類）にも該当しない場合

医療費の支払い方法はどう変わるのですか？

一部負担金の支払方法は、従来の方法と基本的には変わりありません。ただし、入院後、病状の経過や治療の内容によって診断群分類が変更になった場合には、請求額が変動することとなるため、退院時等に、前月までの支払額との差額の調整を行うことがございます。

高額療養費の取り扱いはどうなるのですか？

高額療養費制度の取扱いは従来と変わりません。

限度額認定証の交付を受けられますと**入院医療費の窓口負担分が軽減となります**のでご活用ください。（診療内容・保険種別によっては軽減対象とならない場合がございます）

協会けんぽの方

全国健康保険協会でのご申請となります。

詳しい申請方法につきましてはお電話にてお問い合わせください。

（福岡支部連絡先） TEL 092-283-7621

組合保険、共済保険の方

お勤め先の保険担当窓口でのご申請となります。限度額認定証の制度がない場合もございますので、まずはお勤め先にご確認ください。

国民健康保険・後期高齢保険の方

お住まいの自治体の保険年金課でのご申請となります。

まずはお電話にてお問い合わせください。

※交付されましたら、お早めに正面玄関前医事窓口にお持ちください。
月単位で計算いたしますので、**月内に確認が間に合わない場合、負担軽減の計算できない場合がございます**。ご理解とご協力のほど、よろしく願いいたします。
ご不明な点がございましたら、医事窓口までお気軽にご相談ください。